

新潟市区自治協議会連絡調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第6条第2項の規定に基づき設置する連絡調整会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡調整会議は、共通の課題を有する複数の区自治協議会（以下「関係区自治協議会」という。）の委員（以下「構成員」という。）で組織する。

(設置の方法)

第3条 連絡調整会議は、構成員の数、連絡調整を行う事項及び設置期間をあらかじめ関係区自治協議会において議決により定めて設置するものとする。この場合において、連絡調整会議の設置期間については、構成員の区自治協議会における委員の任期を超えないものとする。

(座長)

第4条 連絡調整会議に座長1人を置き、構成員の互選により定める。

(所掌事務)

第5条 連絡調整会議は、複数の区にまたがる共通の課題に係る事項について、連絡調整を行うものとする。

(会議)

第6条 連絡調整会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、座長が所属する区自治協議会の庶務を担当する区役所において処理するものとする。ただし、連絡調整会議の議決により、これによらないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。